

内閣参質二一二第八一号

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出緊急時の救命措置における、「善きサマリア人の法」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出緊急時の救命措置における、「善きサマリア人の法」に関する質問
に対する答弁書

一について

御指摘の「総務庁報告書」は、「一般市民が救命手当に積極的に取り組めるための環境整備を図ること」を目的として、旧総務庁に設置された「交通事故現場における市民による応急手当促進方策委員会」の構成員である委員の意見を取りまとめたものであり、政府の見解を述べたものではない。

二について

御指摘の「救急蘇生法を実施した人が法的責任を問われるか」については、様々な事情を考慮して個別具体的に判断されるものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。